



暮らし

祝日のごみ収集について

問い合わせ
廃棄物対策係

令和7年1月13日(月)のごみ収集は、次のとおりです。

- 松葉・奔渡・港町・真栄地区／生ごみを収集します
- 太田市街地以外・大別地区／燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源となるごみ、有害なごみを収集します
- 門静・光栄・太田市街地・糸魚沢市街地・尾幌市街地・上尾幌地区／ごみの収集は行いませんので、次回の収集日に出すようご協力をお願いします

11月は、レッドカードを5枚使用しました。ごみ分別表を確認し、正しい分別でごみを出しましょう。

冬期間のごみ収集・し尿のくみ取りについて

問い合わせ
廃棄物対策係

冬期間のごみ収集やし尿のくみ取りは、降雪や道路状況により、時間が遅れる場合があります。

ごみの収集やし尿のくみ取りが安全で効率的にできるよう、次のことにご協力をお願いします。

▽積雪があった日は、ごみ箱周辺やごみ箱のフタの上の除雪をお願いします

▽大雪などの悪天候によって、収集作業が遅れる場合があります

また、道路状況によっては、収集作業を中止することもあります。その際は、次回の収集日にごみを出してください

▽悪天候などにより、収集作業を中止する場合は、防災無線などでお知らせします

▽し尿のくみ取りを行う日は、あらかじめ、くみ取り便そう周辺の除雪をお願いします

制度

新婚世帯への補助制度を活用ください

問い合わせ
政策調整係

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住居費、引っ越し費用、リフォーム費用を補助します。

●対象世帯

▽令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

▽夫婦ともに厚岸町の住民基本台帳に登録されていて、対象となる住宅が町内にあること

▽夫婦の双方または一方の住民票の住所が、対象となる住宅の住所となっていること

▽夫婦ともに厚岸町に定住する意思があること

●補助金額／

▽夫婦ともに29歳以下、世帯所得が500万円未満⇒上限60万円

▽夫婦ともに39歳以下、世帯所得が500万円未満⇒上限30万円

▽上限60万円・30万円の要件に該当しない場合⇒上限15万円

●提出期限／令和7年2月28日(金)(令和7年3月に婚姻届を提出予定の人は、別途ご相談ください)

●申し込み／政策調整係

町の除雪サービスをご利用ください

問い合わせ
地域支援係
53-3333

除雪が困難な世帯に対し、除雪サービスを行っています。

除雪サービスを利用するには、申請が必要ですので、次の内容を確認してください。

●対象世帯／次に該当する単身世帯

または世帯員全員が該当する世帯

▽65歳以上の高齢者

▽身体障害者手帳を有する人

●利用料金／無料

●除雪箇所／次に該当する場所の除雪と碎氷(人が通れる程度の幅)

▽外出するための通路(玄関から道路まで)

▽FF式ストーブの排気口付近など火災等事故防止のために必要な場所

●申請窓口／地域支援係



募集

町立保育所の入所児童を募集します

問い合わせ
子育て施策推進係
53-3333

令和7年4月から町立保育所に新規で入所を希望する児童の申し込みを受け付けます。(4月以降の途中入所は、随時受け付けます)

障害児保育や0歳児保育を希望する人は、子育て施策推進係にお問い合わせください。

なお、現在入所中の児童の手続きについては、後日書類を送付します。

●対象保育所／しんりゅう保育所、あつけし保育所

●対象児童／平成31年4月2日以降に生まれた児童(0歳児保育は出生後満8週後の児童)で、保護者がそれぞれ次の理由などで保育を必要と